

## スポーツ施設等の指定管理者の募集について

令和3年3月末をもって現行の指定管理者の指定期間が満了するスポーツ・コミュニティプラザ及び運動施設等において、新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり候補者を公募する。

### 1 対象施設

	施設名	所在地
スポーツ・ コミュニティプラザ	中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	中野区中央三丁目19番1号
	中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	中野区弥生町五丁目11番26号
	中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	中野区白鷺三丁目1番13号
運動施設等	中野区立中野上高田公園運動施設	中野区上高田五丁目6番1号
	中野区立哲学堂公園（哲学堂運動施設を含む）	中野区松が丘一丁目34番28号
	中野区立妙正寺川公園運動施設	中野区松が丘一丁目33番

### 2 指定期間

令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日(5年間)

### 3 今後のスケジュール(予定)

令和2年	6月	募集要項の公表(公告)、応募受付
	9月	候補者決定
	11月	議案提出(指定管理者の指定)
令和3年	4月	指定管理者による業務開始